

一次募集は、平成30年8月31日（金）をもちまして、受付を終了させていただきました。二次募集は、平成30年12月3日（月）より受付を開始させていただきます予定です。二次募集開始までの間は、申請書類を受付いたしませんので、よろしくお願いいたします。

大ト協第51号
平成30年5月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会長 辻 卓 史

平成30年度後方視野確認支援装置等導入促進にかかる助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では交通事故防止に効果がある後方視野確認支援装置（バックアイカメラ）および側方視野確認支援装置（サイドビューカメラ）について、導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 募集期間

（一次募集）平成30年 4月1日（日）～平成30年8月31日（金）

（二次募集）平成30年12月3日（月）～平成31年2月28日（木）（予定）

※上記期間内であっても一次・二次募集それぞれの助成予算枠に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。（終了の案内は大ト協ホームページ TOPICS 欄にてご案内）

2. 助成額

①後方視野確認支援装置

1台あたり装置の本体購入価格の1/2、最大4万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

②側方視野確認支援装置

1台あたり装置の本体購入価格の1/2、最大1万円（消費税・取付工賃等は助成対象外）

※①と②両方導入した場合は、車両1台あたり最大5万円まで

3. 上限台数

一次・二次募集を合わせて1事業者あたり車両15台（後方視野確認支援装置15装置、側方視野確認支援装置15装置を上限）までとする。

	後方視野確認支援装置	側方視野確認支援装置	備考
車両1台あたり	1装置まで (助成額上限4万円まで)	1装置まで (助成額上限1万円まで)	側方視野確認支援装置の取付位置は左右どちらでも助成可とする。但し、側方視野確認支援装置を左右両方取り付けた場合は、1装置限りの助成とする。

※募集期間内に、上記上限台数を超えない範囲で複数回の申請を可とします。
 ※既存の後方視野支援装置に側方カメラ単体を後付け装着した場合も助成対象となります。

4. 助成対象装置

(公社)全日本トラック協会の定める装置

別紙 平成30年度助成対象装置一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新し、トラック広報の翌月号でもご案内)

5. 助成条件 (すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)に取り付ける場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- 賃貸借・中古品等は助成いたしません。
- 平成30年4月1日以降、装着・支払いをした装置を助成対象とします。
- 新車の場合は登録日が平成30年4月2日以降のもの。

6. 必要書類 (郵送可)

- ① 平成30年度 後方視野確認支援装置等導入促進助成金交付申請書兼誓約書(様式1)
- ② 後方視野確認支援装置等導入助成申請内訳書(様式2)
- ③ 後方視野確認支援装置等 装着証明書(様式3)
 ※大ト協指定の様式での提出が必要となります。写しではなく、原本をご提出して下さい。
- ④ 暴力団排除の誓約書(様式4)
 ※平成30年度中に他の助成事業にご提出いただければ提出不要。
- ⑤ 請求書の写し(新車導入に装着の場合または装置をリース・割賦契約の場合は見積書の写しを添付して下さい。)
 ※必ず購入装置の型式・税抜き本体価格(工賃を除く)が明示されたもの。
 ※領収書と金額が一致すること。(請求書が複数にわたる場合は領収額と合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)

重要

※後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置(左および右)それぞれの本体価格で助成額が決まるため、各装置の本体購入価格が分かれて請求書や見積書に記載されている必要があります。

※別紙助成対象装置一覧で●のついている機種はモニターとカメラの両方の型式が指定されているため、両方の型式を記載して下さい。

※三菱電機製等における天吊金具の型式記載は必要ありません。

※市光工業製モニター型式につきましては、各申請書類で“ST-〇〇〇シリーズ”等のシリーズでの記載ではなく、詳細な品番を様式2、様式3、請求書/見積書に記載して下さい。

- ⑥ 領収書の写し(振込み明細書等でも可)。リース契約・割賦契約の場合は契約書の写し
 ※領収日が平成30年4月1日以降のもの。(手形の場合は手形決済日が平成

31年3月末までのもの、領収書の余白に手形決済日（支払期日）をご記載して下さい。

※割賦販売契約書・リース契約書で、契約日・契約期間・車両番号等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証等の写しをご提出ください。

※通帳のコピーは不可

※振り込み明細書等については振込先・振込元・振込日・振込額が確認できるもの。（助成申請に係る該当箇所以外の黒塗りは可ですが、該当箇所のみを切り貼り等加工されたものは不可）

⑦ 装着車両の自動車検査証の写し

※申請時に有効期限内のものを添付して下さい。

⑧ トレーラー装着時の誓約書（様式5）

※トレーラーに装着された方のみ。ヘッドにモニター、シャーシにカメラを取り付けられた方は添付して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて控えをお取りください。

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書、自動車検査証の写しのそれぞれの写しは申請する助成事業ごとすべてに添付してください。

7. 申請ならびにお問い合わせ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 交通・環境部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4033

8. 注意事項

- 助成申請は、装置の装着完了後およびお支払い完了後（リース契約・割賦契約の場合は契約完了後）となります。（助成金の枠取りはいたしません）
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で当協会に書類が届いていない場合（郵送中、終了後に持参等）や終了時点でお預かりしている書類に不足・不備がある場合は助成できません。
- 一次募集終了以降、二次募集開始までの間は助成申請を受付いたしません。
- 装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とします。

(様式 1)

支部名 _____ 支部

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

〒

住 所 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ (印)

電話番号 _____

担当者名 _____

※印鑑は貴社印 (丸印) を押印してください

平成 30 年度 後方視野確認支援装置等導入促進助成金交付申請書兼誓約書
(一次募集 ・ 二次募集) ←どちらかに○をして下さい。

弊社車両に後方視野確認支援装置等を導入するにあたり、下記のとおり助成金を申請いたします。なお、装置の導入に対して、弊社は国の助成金交付申請を行わない (行っていない) ことをここに誓います。

記

1. 助成金請求額 _____ 円

(車両 ____ 台分 後方視野確認支援装置 ____ 装置 側方視野確認支援装置 ____ 装置)

2. 助成金振込先口座

フリガナ									
氏 名 (預金口座名義)									
振込先金融機関名	銀 行 ・ 信用金庫							支 店	
預 金 種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号							

3. 添付書類

※別紙案内をご覧ください

←暴力団排除にかかる誓約書 (様式 4) について平成 30 年度 (平成 30 年 4 月 1 日以降)、すでに提出済の方はチェックを入れてください (提出は年度内一度で可)

後方視野確認支援装置等導入助成申請内訳書

事業者名

No.	装着車両登録番号	後方視野装置記入欄				側方視野装置記入欄				装着年月日
		装置 メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入)	本体購入価格 (消費税・工賃 抜きの価格)	助成金額 ※購入価格の1/2 (上限4万円)	装置 メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入)	本体購入価格 (消費税・工賃 抜きの価格)	助成金額 ※購入価格の1/2 (上限1万円)	
例1	大阪(和泉) なにわ・堺 800あXXXX	市光工業㈱	ST-990GG/XC-400A	〇〇, 〇〇〇円	▲▲, ▲▲▲円	-	-	円	円	平成 30年 4月 1日
例2	大阪(和泉) なにわ・堺 800かXXXX	㈱日本ヴェーテック	TKV-S20	〇〇, 〇〇〇円	▲▲, ▲▲▲円	-	-	円	円	平成 30年 4月 1日
例3	大阪(和泉) なにわ・堺 800うXXXX	クラリオン㈱	CJ-7600/CC-6500	〇〇, 〇〇〇円	▲▲, ▲▲▲円	クラリオン㈱	CC-6500	××, ×××円	△△, △△△円	平成 30年 4月 2日
例4	大阪(和泉) なにわ・堺 800おXXXX	-	-	円	円	三菱電機㈱	C-5000	××, ×××円	△△, △△△円	平成 30年 4月 4日
1	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
2	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
3	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
4	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
5	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
6	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
7	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
8	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
9	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
10	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
11	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
12	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
13	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
14	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日
15	大阪(和泉) なにわ・堺			円	円			円	円	平成 年 月 日

※装置型式等は正確に記載して下さい。(助成対象装置一覧参照)

※助成対象装置一覧で●が付いている機種については、モニター型式とカメラ型式の両方を記載して下さい。なお、既存の後方視野支援装置に側方カメラ単体を後付け装着した場合も助成対象となります。

※例1はモニターとカメラの両方を記載が必要な機種を導入した場合。

例2はモニターとカメラが一体型(対象機種一覧のセットと標記している機種)を導入した場合。

例3は後方・側方両方を導入した場合、この場合は1モニターに2カメラを機種を導入した場合。

例4は既存の後方視野確認装置に側方カメラのみを導入した場合。

※市光工業製モニター型式につきましては、“ST-〇〇〇シリーズ”等の記載ではなく詳細な品番を記載して下さい。請求書及び見積書にも同様の記載をして下さい。

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

後方視野確認支援装置等 装着証明書

下記事業所保有の車両に対し、下表のとおり当社が安全装置（後方視野確認支援装置等）を装着したことを証明いたします。

【導入事業所】 事業者名:	(装着証明者) ※印鑑は貴社印(丸印)を押印してください。	
	所在地:	事業者名:
	電話番号:	代表者名:
	㊞	

【装着車両一覧】

No.	装着車両番号	後方視野装置記入欄		側方視野装置記入欄			装着年月日
		装置 メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入)	装置 メーカー名	モニター/カメラ型式 (一体型は型式名のみを記入)	側方を装着した場合のみ (左右両方に取り付けた場合は、 左を優先に○をして下さい)	
例1	(大阪(和泉)なにわ・堺) 800あXXXX	市光工業(株)	ST-990GG/XC-400A	-	-	右・左	平成 30年 4月 1日
例2	(大阪(和泉)なにわ・堺) 800かXXXX	(株)日本ヴェーテック	TKV-S20	-	-	右・左	平成 30年 4月 1日
例3	(大阪(和泉)なにわ・堺) 800うXXXX	クラリオン(株)	CJ-7600/CC-6500	クラリオン(株)	CC-6500	右・(左)	平成 30年 4月 2日
例4	(大阪(和泉)なにわ・堺) 800おXXXX	-	-	三菱電機(株)	C-5000	右・(左)	平成 30年 4月 4日
1	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
2	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
3	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
4	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
5	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
6	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
7	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
8	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
9	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
1 0	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
1 1	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
1 2	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
1 3	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
1 4	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日
1 5	(大阪(和泉)なにわ・堺)					右・左	平成 年 月 日

※装置型式等は助成対象装置一覧参照のうえ、正確に記載して頂き、証明書類のため修正液等は使用しないでください。

※助成対象装置一覧で●が付いている装置については、モニター型式とカメラ型式の両方を記載して下さい。なお、既存の後方視野支援装置に側方カメラ単体を後付け装着した場合も助成対象となります。

※市光工業製モニター型式につきましては、“ST-000シリーズ”等の記載ではなく詳細な品番を記載して下さい。請求書及び見積書にも同様の記載をして下さい。

※例1はモニターとカメラの両方を記載が必要な機種を導入した場合。

例2はモニターとカメラが一体型(対象機種一覧のセットと標記している機種)を導入した場合。

例3は後方・側方両方を導入した場合、この場合は1モニターに2カメラを機種を導入した場合。 例4は既存の後方視野確認装置に側方カメラのみを導入した場合。

(様式 4)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

会社名

代表者

⑩

誓 約 書

貴協会が大阪府運輸事業振興助成補助金を活用して行なう事業に利用を申込むにあたり、私（当団体）は下記の事項に該当しないこと、また下記の事項に該当することになった場合は受け取った同補助金を全額返金することを誓約いたします。

記

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう）
2. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団」をいう）
3. 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう）
4. 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
5. 公正取引委員会から私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(様 式 5)

平成 年 月 日

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 殿

住 所

事業者名

代表者名 ⑩

※印鑑は貴社印（丸印）を押印して下さい

トレーラー装着時の誓約書

弊社は、下記の車両以外にモニターとカメラを装着し使用いたしません。

なお、装置メーカーおよび型式名、装着年月日は別紙様式2、様式3のとおりになります。

記

●装着車両一覧

No.	ヘッド車番	トレーラー車番
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

※トレーラーに装着された方のみ。ヘッドにモニター、シャーシにカメラを取り付けられた方は添付して下さい。

以 上